

民事信託契約の具体例②（受益者連続信託）

〔公正証書の記載例の一部〕

【信託の目的について】

（信託目的）

第1条 本信託の信託目的は、受託者が委託者の預金を用い又は融資を受けて建物を建築し、委託者の財産管理の負担を軽減しつつ、委託者の不動産を有効に活用すること…。

【信託契約について】

（信託契約）

第2条 委託者は、本契約の締結の日（以下「信託開始日」という。）に、前条の目的に基づき、別紙信託財産目録記載の財産（以下「信託財産」という。）を受託者に信託し、受託者はこれを引き受けた（以下、これを「本信託」という）。

【受託者について】

（受託者）

第9条 本信託の受託者は、以下のとおりである。

受託者 住所 神奈川県…

氏名乙（会社役員）

昭和〇〇年〇月〇日生

2 受託者の任務が終了した場合、新受託者は以下の者とする。

新受託者 住所 東京都…（省略）

（受託者の信託事務）

第11条 受託者は、本書面記載の委託者所有の不動産及び預金を受託者が管理処分すること等により、以下の信託事務を行う。

(1) 別紙信託財産目録記載1の土地に建物を建築すること。

但し、以下の条件に従うこと。

- ① 建築延べ床面積は、〔〇〇平方メートルから△△平方メートルまで〕、
- ② 建物資材や工法は〇〇であること、耐用年限を60年以上、
- ③ 総工費は付随費用を含め〇億△千万円以内（うち1億を銀行からの借入で賄う）、
- ④ 建築請負人をA①株式会社に限定し、建築後の不動産管理会社をA②株式会社に限定し、A②株式会社が策定した本書面別紙管理収益計画表に基づいて賃貸及び管理、借入金の返済を行う。